

中3社会 第1章 個人の尊厳

●家族と社会

家族と家族愛

- 家族・村落・都市などのように、生まれながらにして所属している社会のことを何というか。 (共同体)
- 夫婦、あるいは夫婦とその未婚の子どもで成り立っている家族のことを何というか。 (核家族)

家族と社会

- 市民生活や家族関係などについて規定した法律を何というか。 (民法)
- 日本国憲法にある「個人の尊厳と両性の本質的平等」は第何条か。 (憲法第24条)
- 旧民法で定められていた、戦前のわが国の家族制度における家の支配者のことを何というか。 (戸主)
- 6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族の範囲である、血縁関係・婚姻関係にある人々の集団を何というか。 (親族)
- 血のつながりのある者の間の血縁の遠近を示すものを何というか。 (親等)
- 血を分けた者たちの中で、祖父母・父母・子・孫のように、たてのつながりのある血族を何というか。 (直系血族)
- 血を分けた者たちの中で、兄弟姉妹・おじ・おばのように、よこのつながりのある血族を何というか。 (傍系血族)
- 婚姻によって夫婦関係が成立したときの配偶者側の系列で、自分からみて、配偶者の父母・兄弟や姉妹、自分の兄弟の妻、姉妹の夫の血族などを何というか。 (姻族)
- 婚姻によって、夫婦関係が成立したときの夫婦の一方を、他方からみて何というか。 (配偶者)
- 各相続人の遺産の分配の割合を均等する分割相続を何というか。 (均分相続)

個人の尊厳と自立

- 一人の人間の存在には、それだけでかけがえのない、限らない値打ちがあるということを何というか。 (個人の尊厳)

●人権思想の発達

人権思想のめばえ

- 一般に利益を受けるために法によって保護され、あるいは与えられた能力を何というか。
- 公の権力を背景として、社会の秩序を守り、個人の生命や財産の安全をはかり、全ての人間が人間らしい生活をできるようにするはたらきを何というか。
- 1215年、イギリスのジョン王が諸侯、僧などの貴族に迫られて認めた特許状を何というか。
- 1642年、イギリスで起こった市民革命を何というか。
- 1688年、イギリスで起こった市民革命を何というか。また、このとき発布された権利の宣言を何というか。
- 1776年、アメリカの13州の植民地がイギリスの支配から独立するために行った宣言を何というか。
- 1789年、フランス革命に際し、国民議会が憲法の前文として起草したものを何というか。
- イギリスの哲学者で、「市民政府二論」(政治論)を著し、人間の自由や人民の革命権、社会契約説などを主張した人物は誰か。
- フランスの哲学者で、「法の精神」を著し、三権分立論を主張した人物は誰か。
- フランスの思想家で、人間は生まれながらに自由で平等であると主張し、「社会契約論」で国民主権を説いた人物は誰か。
- アメリカ合衆国の第16代大統領で、南北戦争中の1863年に奴隷解放宣言を発したり、「人民の、人民による、人民のための政治」という有名な言葉を残した人物は誰か。

人権保障と憲法

- 人間が生まれながらにしてもっている自由や権利を何というか。
- 人権の保障を政治の根本原則として定めた決まりで、国政の基本法であり、最高法規であるものを何というか。
- 国家の権力は国民のものであり、政治のあり方は国民の総意によって決められるという基本原理を何というか。
- 国家権力の作用を立法・行政・司法の三つに分け、互いに均衡と抑制をはかる政治制度を何というか。
- 憲法を制定し、それに基づいて行われる政治を何というか。

(権 力)

(政 治)

(マグナカルタ)

(清教徒革命)

(名誉革命)

(権利章典)

(独立宣言)

(人権宣言)

(ジョン=ロック)

(モンテスキュー)

(ルソー)

(リンカーン)

(基本的人権)

(憲 法)

(国民主権)

(三権分立)

(立憲政治)

●人権の法的保障

日本の憲法と人権の保障

- 1889年2月11日に発布された、プロシア憲法にならい、伊藤博文が中心となって起草した憲法を何というか。
- 大日本帝国憲法では主権は誰にあるか。
- 1946年11月3日公布、1947年5月3日に施行されたわが国の民定憲法を何というか。

(大日本帝国憲法)

(天 皇)

(日本国憲法)

人権宣言としての日本国憲法

- 日本国憲法がかかげるの三つの基本原則は何か。
- 日本国憲法が定める国民の義務は何か。
- 日本国憲法が国民に保障する基本的人権は、国民の何によって保持しなければならないとっているか。

(国民主権・基本的人権の尊重・平和主義)

(納税の義務)

(勤労の義務)

(子どもに普通教育を受けさせる義務)

(不断の努力)

●基本的人権の内容

自由に生きる権利

- 基本的人権の一つで、国民生活に権力が干渉しないように求める権利を何というか。
- 最も根本的・基本的な権利で、不当に身体的な拘束を受けない自由のことを何というか。
- 人間が心の中で何を考え、何を信じてもいい自由のことを何というか。
- 個人や企業の経済活動が、国家の干渉を受けない自由のことを何というか。

(自由権)

(身体の自由)

(精神の自由)

(経済活動の自由)

平等の権利

- 法の利益の面、刑罰のような不利益な面、また立法上・行政上すべての面で法に照らして、平等を保障し差別されないという考えを何というか。
- 法の下では、誰もが平等な扱いを受ける権利を何というか。
- 日本国憲法にある「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」は第何条にあたるか。

(法の下での平等)

(平等権)

(第14条)

支え合う社会

- 1979年の国連総会で採択された、政治的・経済的・社会的・文化的・その他いかなる分野における、性に基づく差別を禁止し、家庭の責任は男女ともにあることを明言している条約を何というか。
- 1985年に制定された、雇用や仕事の内容の上で男女を差別無く扱うことを規定した法律を何というか。
- 国連が、どんな障害者でも差別されずに生活できる社会を築こうと、世界へ呼びかけたスローガンを何というか。

差別をなくしていく努力

- 日本で問題とされている差別にはどんなものがあるか。

人間らしく生きる権利

- 1919年、資本主義国の憲法としてはじめて社会権の保障を規定したドイツの憲法を何というか。
- 社会権の一つで、人間らしく生きる権利を何というか。
- 日本国憲法にある「**すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する**」は第何条にあたるか。

高齢化社会と社会保障

- 国民から集めた保険料を、病気・失業・老齢などの人に保険金として提供することを、制度化したものを何というか。
- 財産も身よりもなく、幼児や病弱者を抱えていたりして仕事につけない人など、自力では最低限度の生活を維持できない事情の人に、生活保護の給付をすることを何というか。
- 児童・母子家庭・老人・障害者など、福祉法で定められている人たちに対して、国や地方自治体が施設やサービスを提供することを何というか。

労働者の権利

- 日本国憲法にある「**すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ**」は第何条にあたるか。
- 労働者が労働組合を結成して、組合活動をする権利を何というか。
- 労働者が労働組合を結成して使用者と対等な立場で交渉する権利を何というか。

(女子差別撤廃条約)

(男女雇用機会均等法)

(国連・障害者の10年)

(部落差別)

(アイヌ民族差別)

(外国人差別)

(ワイマール憲法)

(生存権)

(第25条)

(社会保険)

(公的扶助)

(社会福祉)

(第27条)

(団結権)

(団体交渉権)

- 団体交渉だけで話し合いがつかない場合、労働者はストライキやその他の行為で、使用者に不利益を与え、要求を勝ち取ろうとすることが認められる権利を何というか。
- 1945年に制定。労働者に労働三権を保障し、労働組合の活動を通じて、労使関係の改善を助けるとともに、使用者が労働者の持つ権利を侵したりすることを禁止（**不当労働行為の禁止**）する法律を何というか。
- 1946年に制定。労働争議の予防をしたり、労使の意見の不一致から争議となり、どうしても解決が望めない場合、外部から労使間の調整を図ることを目的とする法律を何というか。
- 1947年に制定。労働者の労働条件の最低基準を定めた法律を何というか。
- 国連の専門機関の一つで、労働条件の改善を目的とした国際組織を何というか。

(**団体行動権**)

(**労働組合法**)

(**労働関係調整法**)

(**労働基準法**)

(**国際労働機関(ILO)**)

子どもの権利と教育を受ける権利

- 1989年の国連総会で採択。児童(18歳未満のすべての子ども)に適用され、子どもを放置したり、虐待したりすることから守ると同時に、独立した人間としての権利の保障を定めている条約を何というか。
- 日本国憲法にある「**すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する**」は第何条にあたるか。

(**子どもの権利条約**)

(**第26条**)

●ひろがる人権

新しい人権

- きれいな空気や海、日照や静けさなど、人間らしく健康で安全な環境を求める権利を何というか。
- 表現の自由が保障されるために、正確な情報の請求ができる権利を何というか。
- 私生活を他人から侵されない権利を何というか。
- 人間の身体・自由・名誉・信用・指名など、人格に関する権利を何というか。
- ある人の発明、著作や産業活動上の特許・商標など、形では現れないが、それをもつことが財産とみなされる場合、それらに関する権利を何というか。

(**環境権**)

(**知る権利**)

(**プライバシーの権利**)

(**人格的財産権**)

(**知的財産権**)

人権を保障するために

- 国民主権の原則を実行するため、直接・間接に国政に参加できる権利を何というか。
- 国民にかわって政治をする公務員を選ぶ権利を何というか。
- 選挙に立候補できる権利を何というか。
- 国民が国または地方公共団体に対し、政治的な要求をすることができる権利を何というか。
- 最高裁判所の長官と裁判官が、国民の直接投票による審査を受けることを何というか。
- 直接民主制の一つの方式で、憲法改正で全国民の投票によって決定するしくみを何というか。
- 地方公共団体の住民が、その地域だけに適用される特別な法律の制定や、地方議会の解散、首長・議員の解職などの適否について、投票によって意思を表すことを何というか。
- 国民のだれもが裁判所に訴えて、裁判を受けることができる権利を何というか。
- 社会全体の利益や幸福をめざす考えを何というか。

地球時代の人権保障

- 1948年の国連総会で採択された人権尊重に関する宣言を何というか。
- 国連の諸機関と協議・提携して、人種・平和などについて国際的な連帯をすすめる、民間人・民間団体によるボランティア組織を何というか。

(参政権)

(選挙権)

(被選挙権)

(請願権)

(国民審査権)

(国民投票権)

(住民投票権)

(裁判請求権)

(公共の福祉)

(世界人権宣言)

(NGO)

中3社会 第2章 民主主義の政治

●民主政治と選挙

主権者の意思と選挙

- 一定の年齢に達した国民すべてに選挙権をあたえる選挙を何というか。 (普通選挙)
- 選挙についての主なルールを定めた法律を何というか。 (公職選挙法)
- 選挙にかかる主な費用を公費でまかなう制度を何というか。 (選挙公営)
- 1選挙区から1名の当選者を出す選挙制度を何というか。 (小選挙区制)
- 1選挙区から2名以上の当選者を出す選挙制度を何というか。 (大選挙区制)
- 各政党に投票し、得票数に応じて議員数を割り当てる制度を何というか。 (比例代表制)
- 1選挙区あたりの当選議員の割当数を何というか。 (議員定数)

世論と政党

- 多くの人々のまとまった意見や要求を何というか。 (世論)
- 政党が当選した後の政策などの実現について、有権者に対して行う約束を何というか。 (公約)
- さまざまな人々の意見や要求を政治に反映させるための組織を何というか。 (政党)

●国民を代表する国会

国権の最高機関

- 選挙で選ばれた国会議員が、国民を代表して政治を行う制度を何というか。 (議会制民主主義)
- 法律を定めること、国の予算を決めることが唯一できる機関を何というか。 (国会)
- 憲法第14条「国会は、()であって、国の()である」 (国権の最高機関)
- 毎年1月に召集され、150日間の会期で主に予算について審議する国会を何というか。 (唯一の立法機関)
- 衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に開かれ、内閣総理大臣の指名を行う国会を何というか。 (通常国会)
- 衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に開かれ、内閣総理大臣の指名を行う国会を何というか。 (特別国会)
- 国政上緊急である場合に、必要に応じて開かれる国会を何というか。 (臨時国会)

衆議院の解散中、緊急の必要があった場合、内閣の要求によって開かれる参議院の集会を何というか。

国会のしくみ

- 立法機関が二つの議院からできていることを何というか。
- 両議院の議決が異なったときに意見調整のために開かれる会を何というか。
- 参議院よりも衆議院を重んじる原則を何というか。また、その原則はどのようなものに適用されていますか。

- 予算の審議を先に衆議院が行う権利を何というか。
- 本会議や委員会で議決を取る際に必要な出席数を何というか。

国会の仕事

- 国会の最も重要な仕事は何か。
- 議員が連名で出す法律案を何というか。
- 会計年度ごとに国のいろいろな役所が支出する費用(歳出)と、それにあてる税金(租税)などの収入(歳入)の見積もりを何というか。
- 前年度予算の収入と支出を集計したものを何というか。
- 国政上必要な場合に国会に証人を呼んだり、記録を提出させたりする権限を何というか。
- 重大なあやまちのあった裁判官に対して、やめさせるかどうかを決めるために国会内に設けられる裁判所を何というか。
- 内閣に参加し、政権を担当する政党を何というか。
- 政権に参加していない政党を何というか。
- 憲法改正の発議は、各議院の総議員のどれくらいの賛成が必要か。

●行政をおこなう内閣

内閣のしくみ

- 内閣が国会の信任のもとに成り立ち、国会に対して責任を負う制度を何というか。
- 国会で決まった法律や予算にもとづいて、政治を実際に行うことを何というか。
- 行政の最高責任者である、内閣の首長のことを何というか。

(緊急集会)

(二院制)

(両院協議会)

(衆議院優越の原則、
法律の制定、予算の
議決、内閣総理大臣
の指名、条約の承認)

(予算先議権)

(定足数)

(法律の制定)

(議員立法)

(予算)

(決算)

(国政調査権)

(弾劾裁判所)

(与党)

(野党)

(3分の2以上)

(議院内閣制)

(行政)

(内閣総理大臣)

- | | |
|---|------------|
| <input type="checkbox"/> 内閣の構成員で、省・庁などの長をかね、行政を分担する大臣を何というか。 | (国務大臣) |
| <input type="checkbox"/> 内閣が法律にもとづいて定める法を何というか。 | (政 令) |
| <input type="checkbox"/> 刑罰を科されている者の刑を軽くしたり、刑の実施を免除したりする法律を何というか。 | (恩赦法) |
| 行政の役割と国民 | |
| <input type="checkbox"/> 近年、行政の権限が強まってきた傾向を何というか。 | (行政権の拡大) |
| <input type="checkbox"/> 他の行政機関に属さない仕事をしたり、調整をしたりする行政機関を何というか。 | (総理府) |
| <input type="checkbox"/> 外国と関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (外務省) |
| <input type="checkbox"/> 国の財政や通貨・金融などに関わる行政事務を行う行政機関を何というか。 | (大蔵省) |
| <input type="checkbox"/> 国の教育・文化などの行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (文部省) |
| <input type="checkbox"/> 民事・刑事・人権擁護など、法務関係の行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (法務省) |
| <input type="checkbox"/> 社会福祉・社会保険・公衆衛生の向上と増進に関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (厚生省) |
| <input type="checkbox"/> 農業・林業・畜産業・水産業の発展に関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (農林水産省) |
| <input type="checkbox"/> 通商や商工業などに関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (通商産業省) |
| <input type="checkbox"/> 交通・運送などに関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (運輸省) |
| <input type="checkbox"/> 郵便・郵便貯金・簡易生命保険などに関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (郵政省) |
| <input type="checkbox"/> 労働組合・労働関係・職業紹介などに関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (労働省) |
| <input type="checkbox"/> 土木・建設などに関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (建設省) |
| <input type="checkbox"/> 地方自治に向上に関わる行政事務を主に行う行政機関を何というか。 | (自治省) |
| <input type="checkbox"/> 大臣の指揮・監督を受けない合議制の行政機関を何というか。 | (行政委員会) |
| <input type="checkbox"/> 行政・司法・立法など国・地方の機関で働いている職員を何というか。 | (公務員) |

- 日本国憲法第 15 条「すべて公務員は、全体の()であ
って、一部の()ではない」
- 官僚が行政の実権を握り、政治を動かすことを何というか。

- (奉仕者)
- (官僚政治)

●司法をおこなう裁判所

法と裁判のしくみ

- 個人間の争いごとや、個人と社会・団体、または人間の権
利の要求などをあつかう裁判を何というか。
- 他人の生命、財産の自由や権利を侵した者に刑罰を科する
ための裁判を何というか。
- 民事裁判において、訴えた人を何というか。
- 民事裁判において、訴えられたひとを何というか。
- 民事裁判において、法律上の専門家である弁護士を立てる
がこれを何というか。
- 国民が行政機関を相手にして、行政の責任を追及して争う
裁判を何というか。
- 刑事裁判において、起訴された人間を何というか。
- 刑事裁判において、法律上の専門家である弁護士を立てる
がこれを何というか。

- (民事裁判)
- (刑事裁判)
- (原告)
- (被告)
- (代理人)
- (行政裁判)
- (被告人)
- (弁護人)

人権尊重と三審制度

- 逮捕後に、自分の不利益になることを無理に言わされない
権利を何というか。
- 法律で犯罪であると決められていない行為は罰せられず、
法律にない刑罰は後に加えないという主義を何というか。
- 審判に慎重に行うために3回やり直しができる制度を何と
いうか。
- 第一審の判決に不服なため、その上の裁判所に訴えること
を何というか。
- 第二審の判決に不服なため、さらに上級の裁判所に訴える
ことを何というか。
- 5種類の裁判所をそれぞれ何というか。
- 判決が決まったあとで事実誤認を証明する新しい証拠が出
た場合、裁判をやり直すことができる制度を何というか。

- (黙秘権)
- (罪刑法定主義)
- (三審制度)
- (控訴)
- (上告)
- (最高裁判所、高等裁判
所、地方裁判所、家庭裁
判所、簡易裁判所)
- (再審制)

□ 第三者が、争いあっている当事者双方の言い分けを聞いて、解決案を助言し、当事者どうしが解決をはかる制度を何というか。

(調 停)

□ 裁判所が、当事者双方のいろいろな事情を考えて、独自の判断によって争いの解決をはかる手続を何というか。

(審 判)

裁判官と憲法

□ 何が正義であり権利であるかの争いは、最終的には裁判で決着する。このような裁判の力を何というか。

(司法権)

□ 憲法第76条「すべて裁判官は、その()に従ひ独立してその権限を行ひ、この()のみに拘束される」

(良 心)

□ 具体的事件の裁判で、法律・命令・規則・処分などが憲法に違反していないかどうかを審査する権限を何というか。

(憲法及び法律)

(違憲立法審査権)

□ 国民が直接投票によって最高裁判所裁判官を審査する制度を何というか。

(国民審査)

●地方自治と住民

地方自治と住民の権利

□ 住み良い地域社会をつくっていくために、住民が自分たちの意思で行う政治を何というか。

(地方自治)

□ 地方自治を行う都道府県や市町村長を何というか。

(地方自治体)

□ 住民が直接に選挙した、地方自治体の長のことを何というか。

(首 長)

□ 地方議会がつくる、その地方自治体にだけ適用される規則を何というか。

(条 例)

□ 首長が、議会の議決を不相当だと考えたとき、再議を請求できる権限を何というか。

(拒否権)

□ 住民が持っている、地方議会の議員と首長を選挙する権利や条例の制定や首長の解職(リコール)などを請求する権利を何というか。

(直接請求権)

□ 条例の制定・改廃や監査請求に必要な署名数はどれくらいか。

(50分の1以上)

□ 議会の解散、首長・議員の解職、主な公務員の解職に必要な署名数はどれくらいか。

(3分の1以上)

□ 議会の解散や首長・議員の解職を請求する相手を何というか。

(選挙管理委員会)

□ 国がつくる、一つの地方自治体にだけ適用する法律を何というか。また、その法律を住民が承認するかどうかを決定する権限を何というか。

(地方自治特別法)

(住民投票権)

□ 1947年に制定された、地方自治のしくみや仕事を定めた法律を何というか。

地方自治体の役割

□ 国が、地方に委託した事務に対して負担する費用を何というか。

□ 地方自治体の財政上の不均衡をなくすため、国が地方自治体に交付する金銭のことを何というか。

□ 収入で支出をまかないきれない地方自治体が、国の許可を得て発行する債券を何というか。

□ 地方自治体が自由に使える財源を何というか。

□ 住みよい地域社会をつくるには、住民自身が、ふだんから地域社会や行政にはたらきかけることを何というか。

●民主政治の課題

権力の分立と民主政治

□ 近代民主政治では、権力の一極集中をさけ権力濫用による人権侵害や専制政治を防ぐための権力の分散のしくみをとっているがそれを何というか。

□ 国会のもっている権限を何というか。

□ 内閣のもっている権限を何というか。

□ 裁判所のもっている権限を何というか。

□ 肥大化する行政の仕事を、どう縮小できるかなど役割の見直しをすることを何というか。

(地方自治法)

(国庫支出金)

(地方交付税交付金)

(地方債)

(自主財源)

(住民運動)

(三権分立)

(立法権)

(行政権)

(司法権)

(規制緩和)

中3社会 第3章 国際社会と平和

●日本の国際的立場

戦争を放棄した日本

- 「国権の発動たる戦争」を永久に放棄することを何というか。
- 国家が戦いをする権利を認めないことを何というか。
- 国家が軍備を持たないことを何というか。

- (戦争放棄)
- (交戦権の否認)
- (戦力の不保持)

平和憲法と自衛隊

- 1950年に朝鮮半島で起こった戦争を何というか。
- わが国の平和と独立を守り、直接・間接の侵略からわが国を防衛することを任務としている組織を何というか。
- 軍隊を市民の代表者(非軍人)によって統制する民主主義の原則を何というか。

- (朝鮮戦争)
- (自衛隊)
- (文民支配の原則)

日本とアメリカおよびアジア近隣諸国との関係

- 1951年に日本が資本主義諸国と結んで独立を回復した条約を何というか。
- 1951年、「日本の安全」と「極東の平和と安全のため」に、日本国内にアメリカ軍を置くことを認めた条約を何というか。
- 1972年に日本がアメリカから返還された島はどこか。
- 1971年に国会で議決された、核兵器について「つくらず、もたず、もちこませず」という原則を何というか。

- (サンフランシスコ平和条約)
- (日米安全保障条約)
- (沖 縄)
- (非核三原則)

世界平和と日本

- 「第五福竜丸事件」をきっかけに、1955年から毎年開かれている世界大会を何というか。
- 軍縮といっても核兵器の廃絶は実現されず、武力衝突を繰り返している国々が核兵器を手に入れることを何というか。
- 飢えなどの原因で起こる、加害者が間接的で必ずしもはっきりしない社会紛争を何というか。

- (原水爆禁止運動)
- (核拡散)
- (見えない戦争)

●戦争と平和

国際社会と主権の尊重

- 社会の様々な権力のうち、国内では最高の強制力をもち、国外に対しては独立で、他国には支配されない権力を何というか。
- 国内を統一した近代の独立国家を何というか。

- (主 権)
- (主権国家)

- 民族独立の要求が強まり、各民族がそれぞれに政治のあり方を自分たちで自身で決める権利を何というか。
- 主権のおよぶ陸地のことを何というか。
- 主権のおよぶ海域のことを何というか。
- 領海の範囲は海岸線から沖へどのくらい離れた距離ですか。
- 主権のおよぶ上空のことを何というか。
- 外交使節がもつ、駐在国の裁判権に服さなくてもよい、警察によって捜査・逮捕されない、税金を課せられないなどの特権を何というか
- 武力などで他国の主権や経済的利益・文化的独自性などをそこなう行為を何というか。また、その逆の行為を何というか。
- 国際社会でひろく認められ守られてきた、長い間のならわしをを何というか。
- 1994年に発足したヨーロッパ連合をアルファベットで何というか。

国際連合とそのはたらき

- 1941年、ルーズベルトとチャーチルが大西洋上で会談し、人権の擁護のために戦後の国際平和組織の設置を目指す宣言を何というか。
- 1945年4月、連合軍50か国の代表がサンフランシスコに集まり採択した文書を何というか。
- 基本的人権の尊重について、1948年国際連合総会が採択した宣言を何というか。

国連の運営とあゆみ

- 全加盟国の代表で構成されている、国連の最高機関を何というか。
- 世界平和と安全の維持について重要な働きをする国連の機関を何というか。
- 国連の安保理で、アメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中国の五大国のことを何というか。
- 国連が「大国一致の原則」において、五大国に認めた権利を何というか。
- 国連の平和維持活動を何というか。
- 世界の人々の暮らしに関係する問題について、国際協力を進める仕事を行っている国連の機関を何というか。

(民族自決の原則)

(領土)

(領海)

(12海里)

(領空)

(治外法権)

(侵略)

(自衛)

(国際慣習法)

(EU)

(大西洋憲章)

(国際連合憲章)

(世界人権宣言)

(総会)

(安全保障理事会)

(常任理事国)

(拒否権)

(PKO)

(経済社会理事会)

- 「国際労働機関」をアルファベットで何というか。
- 「国連教育科学文化機関」をアルファベットで何というか。
- 「世界保健機構」をアルファベットで何というか。
- 「国際通貨基金」をアルファベットで何というか。
- 「国際復興開発銀行」をアルファベットで何というか。
- 非政府組織のことを何というか。
- 条約の解釈や国際紛争の司法的解決を行っている、国連の機関を何というか。
- 国際連合の各機関の運営に関する一切の事務を行っている機関を何というか。また、その最高責任者である事務総長はだれか。

戦後冷戦の成立と非同盟諸国

- 1949年、アメリカ合衆国と西ヨーロッパ諸国が軍事的に結ばれている自由主義陣営の組織を何というか。
- 1955年、ソ連と東ヨーロッパ諸国が軍事的に結ばれている社会主義陣営の組織を何というか。
- 軍事衝突を起こさない国際的な緊張・対立状態のことを何というか。
- 1946～54年、社会主義国家の建設をめざすベトナム民主共和国が、フランスからの完全独立を目指した戦争を何というか。
- 1950～53年、南北朝鮮の争いにアメリカを中心とする国連軍が南を支援し、中国が北を支援して加入したために起こった戦争を何というか。
- 自国の独立を守るため、米ソの対立と軍事同盟に引き込まれることなく、中立外交を進めるアフリカやアジア諸国をまとめて何というか。
- 1978年、軍縮のめにかかれた国連の特別総会を何というか。

多極化から冷戦体制の崩壊へ

- 東西両陣営の間の緊張・対立がゆるんでいくことを何というか。
- 1962年、ソ連がキューバにミサイル基地を建設しようとしたが、アメリカが海上封鎖を行い、それを防いだ事件を何というか。
- 1963年、米・英・ソの間で結ばれた、地下実験をのぞく大気圏内外と水中における核実験を停止する条約を何というか。

(ILO)
 (UNESCO)
 (WHO)
 (IMF)
 (IBRD)
 (NGO)
 (国際司法裁判所)

(事務局)
 (アナン事務総長)

(北大西洋条約機構)

(ワルシャワ条約機構)

(冷たい戦争)

(インドシナ戦争)

(朝鮮戦争)

(非同盟諸国)

(国連軍縮特別総会)

(緊張緩和[テタント])

(キューバ危機)

(部分的核実験停止条約)

- 1985年、ソ連に成立したゴルバチョフ政権のもとで進められた民主化政策で“建て直し”“情報公開”のことをそれぞれ何というか。
- 1987年、米ソ間で結ばれた一部分の核兵器を破棄するという画期的な内容の条約を何というか。
- 1989年、対立の象徴とされてきた「ベルリンの壁」が無くなり、翌年に東西の統一が実現した国どこか。
- 1991年12月、共産党の解散により解体した国どこか。

現代の国際社会

- 1991年、南アフリカ共和国で放棄された政策を何というか。
- 1994年、南アフリカ共和国に誕生した初の黒人大統領はだれか。

(ペレストロイカ)

(グラスノスチ)

(中距離核戦力全廃条約)

(ドイツ)

(ソビエト社会主義共和国連邦)

(アパルトヘイト)

(マンデラ大統領)